

## 高橋有子議員

ただいま議長より発言の許可がありましたので、フォーラム伊丹を代表し、通告に従って質問をいたします。

まず、1年以上の長きにわたり、昼夜問わずに市民の命と健康を守るためにご尽力いただいています医療従事者のみなさま、救急、介護、保育、教育、様々な現場で日々、市民に向き合ってくださいているみなさまには改めて感謝申し上げます。

### 1. 2020年度伊丹市一般会計歳入歳出決算から

1) 令和2年度、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに感染拡大の影響を受けている住民生活や地域経済を支援し地方創生を図るため「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設されました。本市では、この臨時交付金を受け、数度にわたる補正予算が組まれました。その実施状況や効果の検証、公表方法について伺います。下記観点を踏まえた答弁をお願いします。

①どのように市民ニーズを集めて施策を作ったのでしょうか。

②結果、執行率はどうだったのか、市民のニーズと一致していたのか、どのように検証をし評価したのでしょうか。

### 2. 新型コロナウイルス感染症の現状と対策について～県の医療計画に沿ったままで市民の安全・安心を守れるのか？～

1) 市民が市民の感染状況を知りません。8月中旬から下旬にかけて、コロナに関する相談が何件もありました。PCR検査を受けても陽性の判断に2日もかかる。その後、自宅療養なのか宿泊療養所なのかの指示について保健所から電話がかかってくるはずが2日も3日もかかってこない。「宿泊療養所に行けるのでしょうか？このままでは家族を感染させてしまうかもしれません。いったい今伊丹市内にどれだけの自宅療養者がいるのでしょうか？」入院できるのか、宿泊療養できるのか、とても不安に過ごしておられました。

8月の状況よりは収束に向かいつつある今ですが、自宅療養、入院、宿泊療養所の人の数、今時点での中等度・重度の人の数について現状を伺います。

2) 子育て世代の方からは、もし自分が感染し入院したら子どもたちはどうなるのだろうか？と不安だという声がありました。ひとり親・両親が感染入院となった際、一人では過ごせない子どもたちへの対応について伺います。

3) 家庭内感染が多いといわれる中で、家族の誰かが感染した場合、早期に自宅以外の場所を提供し、家庭内感染の拡大を防ぐべきと考えます。さもないと、感染ループに陥ってしまいます。分離を希望する人に、市が独自で対策をするべきだと考えますが見解を伺います。

4) 突然急変するかもしれないといったメディアの情報に恐れおののきながら、自宅でパルスオキシメーターがない中で療養されている方がいらっしゃいました。県で行っている食糧支援についても全くご存じないということ。県では食糧支援・衛生用品・パルスオキシメーターを1パックにして希望者にお届けしているそうですが、どうやら、県では追い付いていないのが現実のようです。必要な方すべての人に届いていないならば本市が食糧支援・衛生用品・パルスオキシメーターを届ける取組をすべきだと考えますが見解を伺います。

### 3. 子どもたちへのコロナの影響～2学期以降の安心できる学校生活について～

1) コロナ感染が若年層へ拡大している状況下で、保育所、こども園、幼稚園、小・中・高等学校の子どもたちへ及ぼす心、体力、学力への影響と課題、および今後の取り組みについて伺います。

2) コロナ禍における保育所、こども園、幼稚園、小・中・特別支援・高等学校の現状に関し、以下の項目について伺います。

①7月、8月、9月における、保・幼・こども園・小・中・特別支援・高等学校の休園・学級閉鎖・学年閉鎖・休校の状況はどうでしょうか？

②幼児・児童・生徒の感染数と職員感染数はいかがですか？

③休園等の影響を受けた家庭や保護者の数はどうでしょうか？

④10代以下の感染が目立ったという第5波の特徴を踏まえた今までと異なる感染対策はいかがですか？

3) 教師の多忙化の状況及び解消に向けた取り組みについて伺います。

4) 各自治体で分散登校、登校選択制といった様々な手法がとられる中、本市が対面方式を原則とした見解を伺います。

5) 学校及び各種保育施設の休校基準について伺います。

6) 出席停止、出席、欠席に関し、以下の項目について伺います。2学期から、各家庭では毎日判断を迫られています。

①感染不安のために登校できていない児童生徒の数、出席停止と欠席の割合はいかがでしょうか？

②また、市はこれらの児童生徒の人数把握をどのように行っていますか？

③本市では、自宅等におけるオンライン学習等の取り扱いを正規の授業とはみなさず、「出席」扱いにしません。登校して授業を受けるのか、それとも不安であればオンラインで授業を受けるのか自由に選択したい、どちらも出席とみなしてほしい、というのが保護者や子どもの想いと考えます。教育委員会では登校選択制の検討がなされたのか、また、今後その可能性はあるのか伺います。

7) わかばこども園では1週間の休園および特別保育がないことを休園前日18時ごろのメールで知らされました。このように、保育所・こども園が休校となり特別保育も出来ない場合の緊急措置的な保育をする場が必要だと考えますが見解を伺います。

8) マスクの材質によって、ウイルスを防ぐ効果に大きな差が出るといわれています。不織布のマスクを正しく着用することで70%~80%のウイルスを防ぐことができ、不織布マスクが布マスクより飛沫感染防止に有効だと言われています。学校園で「推奨します」と手紙を出すだけではなく、幼児教育・学校の現場で子ども用不織布マスクを無償提供し、感染拡大を防止するよう努めたらどうでしょうか。見解を伺います。

9) 保育所に通わせている保護者の方から、熱も37.5℃以下なのに鼻水が出ているからと「風邪症状」のため登園自粛を促されたと相談がありました。厚生労働省の通知では「発熱・呼吸器症状など風邪症状がある場合は登園・出勤の回避を要請していただく」とありますが、呼吸器症状かそうでないか診断していただくにも病院に行く必要もありますし「症状が改善するまで出席停止とする」ことは、働く親には死活問題となります。こういった場合の保育料の日割りについての見解を伺います。

#### 4. 教育行政について

1) タブレット上に、困ったときに知っておくべき情報、例えば、子どもの権利条約・子どもを支援する窓口・こども食堂などの案内がアイコンとしてあれば、簡単に見ることが出来ます。また、ヤングケアラー・いじめ・体罰などの調査もタブレットを使えば、いつでも子どもが苦しい時にSOSできます。タブレットに学習以外の情報を付属させておくことへの見解について伺います。

## 2) オンライン授業について

2-1) オンライン学習を実施する場合、通信費が払えないため、ルーターを借りられない人数を把握し、何らかの対応が必要と考えます。まず人数の把握をしているのか伺います。

2-2) 自宅の通信環境をよくしないとオンライン学習がスムーズにできないため、急遽通信回線を変更しなければならない場合も出てきます。通信環境がない場合は学校へと促しておられますが、濃厚接触者等になった場合には家から出ることすらできません。子どもの学ぶ保障という点で、ルーター通信費として就学援助費に定額加算することへの見解を伺います。

3) 学校で授業時間中に気象警報が発令された場合の対策についてです。夏休み前の7月9日、伊丹市でも大雨警報が発令されて登校後に帰宅となりました。午前中に警報が発令された場合、子どもたちを下校させず、給食を提供し、親に迎えに来てもらってから下校させれば子どもたちの安全を学校内で確保できると考えるが、見解はいかがですか？

4) 幼稚園・認定こども園・保育所の会計年度任用職員採用が不調のようですが、必要人数をどのように確保していかれるのか見解を伺います。

## 5. アイホール

昨年、令和2年度第1回定例会では文化3館のあり方について、このように答弁されてきました。

「これら3館は大規模かつ多目的に利用可能な施設であることから、公共施設マネジメントの方針に則り、今後、各施設で実施しております文化事業の精査を行い、相互利用の可能性の検討等を行います。」「利用者をはじめ、市民、議会の皆様のご意見を丁寧にお聞きする中で検討を進めてまいります。」

この答弁から、文化事業の精査をし、また、利用者、市民、議会の意見を丁寧に聞いていただき検討を進めると思っておりました。

一方、令和3年6月24日都市企業常任委員協議会で説明いただいた資料では、「演劇ホールの活用について」とした文章に、約9,000万円の多額の指定管理料、低い市民利用率、高い利用者1人当たりコスト、の文字を項目表示にし、大きく目立たせ、先ほどの言葉が全く上滑りな、「演劇ホール」が狙い撃ちされたように感じるものでした。

1) 今までのアイホールの総括を伺います。

①経済波及効果はどうだったのでしょうか。

同志社大学教授で創造経済を提唱する経済学者の河島伸子氏は「経済が文化を支えるのではなく、今や文化が経済を支える時代である」と述べられておりますが、この考え方についてどのように思われますか？

また、近年では観客が「鑑賞 de 寄っトク！ itami」の対象となったチケットを購入し、これを中心市街地の店舗で提示すると、一定サービスが受けられるといったことにも取り組まれました。コロナ以前は、阪急伊丹駅に降り立ち、歩いてアイホールに行く、JR伊丹駅を使った方も公演後に周辺で飲食をなされたのではないのでしょうか。中心市街地での経済効果は無視できないと考えますがいかがでしょうか？

それから、伊丹市外から来られた多くの舞台設営、照明、俳優など演劇関係者は、一つの興行で水曜日の仕込みから、金・土・日の公演までの期間、中心市街地の飲食店舗を利用されていましたが、こうした経済効果も無視できないと考えますがいかがでしょうか？

②教育的効果を教育長に伺います。

今まで、演劇者は積極的に市内中・高の演劇祭や小・中・高校生に対し、アウトリーチ事業やワークショップ事業を行ってきていました。平成28年第5回定例会では「劇作家の平田オリザ氏が演劇ホールの招きで市民向けの講演やワークショップ、本市の教員向けに行いました講演の中で、経済格差、学力格差と異なり文化格差は発見されにくく、今後の大学入試改革においてこの文化格差が地域間格差へとつながっていくことを危惧している、つまり主体性、多様性、協調性、社交性等、大学での伸び代が見極められる試験では、芸術文化に触れることで身につくセンスといったものが重要であり、それらに多く触れられる地域とそうでない地域との差が大きく出てくるのではないかと話されました。」と答弁があります。

実際にアイホールのアウトリーチ事業を受けた学校の反応から教育的効果についてどのような評価をしていますか、伺います。

③社会的波及効果はどうだったのでしょうか？

平成30年一般会計予算等審査特別委員会で市長は「シビックプライド」に触れられて「市民がその土地に愛着を持つ上で、文化というのは大事だ」と答弁しています。

アイホールのサウンディング型市場調査がされると、アイホールをなくさないでという声が伊丹市内外から出され、多くの人が反対署名されました。著名な演劇人も多数先頭に立って反対の声を上げました。これはアイホールの芸術文化活動が広く全国の文化人の間で高く評価されていることの証左であると思うところです。それは伊丹市民にとっては誇りであり、金銭に代えがたい価値を持つもの

であると、改めてアイホールの存在価値を再認識しました。これについての見解を伺います。

#### ④ブランディング価値

反対署名を分析された資料によると、78%が市外からです。これらの方々は何でアイホールを知ったのでしょうか？

今まで、利用者が、またメディアがアイホールの活動を全国に発信したからではないのでしょうか。伊丹市で行われたさまざまな芸術文化事業が伊丹の街を変え、空港騒音の街から劇場都市へ、そして、ことば文化都市といったように伊丹市のイメージアップを図ってきました。全国的にも知名度あるアイホールは、伊丹のイメージアップに対しどのような役割を果たしてきたのか、教えてください。

2) 今回、サウンディング調査をするにあたって問題としている点は何でしょうか？

2-1) 指定管理料の9,000万円、修理費4億円かかるということですが、その内訳での問題点は示されていません。どの点が問題となっているのでしょうか？

2-2) また、PFI方式・指定管理者制度など、民間ノウハウを活用した事業方式を採用した場合でも、9,000万円がそのまま削減されるわけではなく、修理費についても伊丹市の負担になるとのことですが、演劇ホールとして継続した場合と例えばクライミング施設に転用した場合と、どの程度費用に差が出る想定でしょうか？

2-3) 平成25年一般会計予算等審査特別委員会では、公共施設マネジメントについて、第1回の市民への説明会を開かれた際の課題として、「市内だけではなくて市外の方に御利用いただく施設というふうなことについては今後、前回の講座のときに参加されてる方からは、さまざまな施設についての維持管理費もしくは同種同類の他市との維持管理費の比較等も今後知りたいというふうな意見のほうもいただいております。今後の情報発信もしくはマネジメントの中での講座等を通じての市民への意見交換の場においては丁寧に説明のほうをしていきたいというふうに考えております」と答弁されています。

①入館者一人当たり経費比較では、文化ホール、アイフォニックホール、アイホール、それぞれの施設規模、館のあり方から差が出るのは当然だと考えます。行政経費についても人口規模、地域状況に応じて類似の自治体と比較するのではないのでしょうか。なぜ、これら規模の違う3館を横並びにして比較するのか、比較する意味についてお伺いします。

②当時から今まで、答弁の通り各文化3館の管理経費についてそれぞれ同程度の他のホールと比較されてきたかと思えます。その結果、いかがでしたでしょうか、分析結果をお聞かせください。

そのうえで、文化3館で比べられた見解をお伺いいたします。

3) 次は、今まで誰がどのように課題を整理してきたのか、誰が課題を解決すべきだったのか、また、その主導権は誰だったのか？です。

3-1) 平成30年一般会計予算等審査特別委員会で市長は、「私が最初に各担当に指示したのは、市民に評価されない施設は潰せということになるぞと。ですから、それぞれの施設ごとに市民にアピールしていかなければ生き残れないんだぞと。そのぐらい危機感持ってやらないかんということをはりがり言いまして」「まずは、市民の何人に見てもらって、あるいは市外から何人来てもらって伊丹の活性化に役立ったと言えなければ、伊丹市民の税金投入した意味ないんじゃないか」と言われています。

市長が就任されたのが平成17年6月ですから、その後、今まで、誰がどのように課題を整理されてきたのでしょうか？伺います。

3-2) 次に、課題を整理したうえで、誰がその課題を解決すべきだったのか、その主導権は誰にあったのかお答えください。

3-3) 平成20年一般会計決算審査特別委員会で市長は、「要は行政側がひとりよがりに、自己満足的に文化政策をやることは、これは間違いであると思います。ですから、市民の皆さんの評価もいただきながら一緒になってやるということが必要」とおっしゃられ、「鳴く虫と郷町」について、伊丹ならではの取り組みの重要性、さらには施設をフル活用して伊丹の文化力を上げ、地域の活性化を図ることの重要性を述べられました。

昆虫館も市民利用率が低い施設ではありますが、市民の盛り上がりをつくり地域活性化につながった、と評価されています。

一方、同じ市民利用率が低いアイホールですが、平成30年10月29日総務政策常任委員協議会では、「「地域とつくる舞台」シリーズといたしまして、平成27年度から3年をかけて取り組みました「伊丹の物語」プロジェクト、その集大成といたしまして「さよなら家族」を上演」「多くの市民の皆様の参画を得ながら、脚本、シナリオを創作し、上演する」「伊丹市民の記憶とともに作り上げたこの作品には、市民からも多くの共感を得ている」と報告があります。

また、その「アイホールが作る「伊丹の物語」」の小冊子の中でアイホールのアートディレクター岩崎正裕氏が「劇場が伊丹の街に対して何が出来るか、そのことを問われる時代が到来した」「演劇の力で街と人をつなぐ」と記載しています。

昆虫館より遅れて10年、平成30年に、やっと地域の活性化への取り組みが始まったばかりかのように感じます。

そして、これからのときにコロナが来たのではないかと感じるころではありますが、演劇ホール

について、なぜ、それ以前から市民利用率を上げる積極的な取り組みを行ってこなかったのでしょうか？

3-4) 取り組みを進めるように指定管理者を指導しなかったのはなぜなのでしょう。

4) なぜ本市はこれまで「いたみ文化・スポーツ財団」を非公募で指定管理者として選定し続けてきたのでしょうか？

5) 次に、4億円の修理費ということですが、伊丹市には本市及び一部事務組合が設置する公共施設等の整備及び保全財源の確保のために設置された積立基金である公共施設等整備保全基金があります。

この公共施設等整備保全基金をなぜ取り崩さないのか見解を伺います。

6) 過去には議員からの提案もありましたし、指針にもふるさと納税について書かれています。

友の会的なもの、ふるさと納税、クラウドファンディングなど、事業管理経費が問題であればこれらの活用など様々な資金対応ができたはずですが、取り組みを進めてこなかった理由は何でしょうか？

7) アイホールは指定管理業務のモニタリング、指定管理施設管理運営状況報告書では評価も「取り組み状況の水準が普通である」Bであり、他施設と同じ状況でした。

7-1) なぜアイホールだけサウンディング調査が必要だったのでしょうか？

令和3年6月24日都市企業常任委員協議会では、『「平成30年度にも一度、演劇についてサウンディングの場を設けております。そのときの条件としては、演劇を中心とした文化活動の場としての可能性についてヒアリングをいたしました。その際の参加企業は1社さんで、助言としては、「今の演劇事業のまま民間事業者が参画するのは非常に難しい」、「演劇事業に限らず調査をしてみてもどうでしょうか」といった御意見でした。』とのことでしたが、情報公開請求した資料では、伊丹市が設定した条件は2つ「演劇を中心とした文化活動の場としての可能性」だけでなく「現用途にとらわれない用途の変更の可能性」を提出しています。

そして、民間事業者の声としては「減免率が非常に高く、かつ市外利用者に対して安い金額で利用させている運営形態は、民間では想定されない」「施設のあり方についてある程度方向性を決めた方がいい」とも書かれています。

7-2) なぜ、平成30年当時も「現用途にとらわれない用途の変更の可能性」を条件に入れていた

のに、協議会での発言にも資料にも記載がないのか、併せてお伺いしておきます。

8) 今後の進め方についてです。

8-1) 先日9月10日、アイホール（演劇ホール）の今後のあり方についてホームページに「市民の皆さんの意見をお聞きする」と、無作為で抽出した18歳以上の市民約3,000人に、市民意識調査のはがきを送付した旨が掲載されました。性急さばかりが印象に残ったアンケート内容と発送でした。

市民意識調査の結果については、11月上旬に市ホームページに掲載する予定とありました。しかし、アイホールが持つ潜在的価値、中心市街地活性化に寄与している面、教育的効果、市の知名度アップなど、市民が的確な判断ができる情報提供を行わずに出された調査結果には正当性において疑問が残ります。まず、このことについての見解を伺います。

8-2) これからは、どのように「アイホール（演劇ホール）の今後のあり方」、演劇事業のあり方、3館の改修方針の検討は進むのでしょうか？

丁寧に、慎重に進めていかねばなりません。

市民に十分に説明をして、パブリックコメントなど行い、議会への報告というプロセスが不可欠ですが、進め方、スケジュール、どのように考えているのでしょうか？

9) 次に、「市民の声を聞いて」という意味についてです。

9-1) 市民が「市民の声を聞いて」とは、一方的に無作為抽出アンケートで聞いてほしいだけなのか、それとも手書き署名の要望事項にあったように「市民の間で十分な議論ができるよう時間をかけて検討してください」「当事者の声を聞いて、検討を練り直してください」ということなのか、見解はいかがでしょうか？

まちづくり基本条例

(基本理念)

3 市は、その保有する情報を市民と共有しなければならない。

4 市民と市、市民相互は、参画と協働によるまちづくりの推進にあたり、熟議（異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねることをいう。以下同じ。）を基本とする。

署名の要望項目「もっと丁寧に説明してください」といった市民への情報提供についてですが、市民は誘導的でも恣意的でもない、正しい情報を欲していると考えます。

市民利用率について、指定管理者アンケート調査において文化3館で平成24年から令和2年度までの通期の平均を比べてみると、いたみホール44.9%、演劇ホール17.6%、アイフォニックホール15.7%となっています。

9-2) 公演・講座利用者を対象にした、平成30年度の指定管理者アンケート調査のアンケート回答総数が3,331とのことですが、アイホールの年間利用者数は約5万人と公開されているところをみると、アンケートの回収率は全体の6%に過ぎません。わずか6%のアンケートの中から算出された数字を信憑性のある数字とお考えなのでしょうか。

9-3) 無作為抽出アンケートのいたみホールの市民利用率44%はアイホールと同じ平成30年指定管理者アンケート調査によるものですが、アイフォニックホールの市民利用率42%はどこからきたものなのでしょうか？

また、他の文化施設との利用率を比較する為には、同じ条件下でアンケートを実施することが必要かと思われまます。文化会館、音楽ホール、演劇ホールのそれぞれのアンケートの実施方法についてお聞かせください。

今回のアイホールの件は4年前の公立幼稚園保育所の統廃合とよく似ていて、話が出てきた時期は市長選が終わった6月、選挙はありましたが選挙公報にも載っておらず、市民にとっては大変唐突に感じられるものでした。

やっといま、地域住民を含め市民が、実はアイホールにはとても価値があったこと、これからもっと可能性が広がっていること、を知り始めたところです。

9-4) 市政の在り方として市民の議論を巻き起こし、一緒に考える姿勢、熟議が必要ではないかと考えますが、見解はいかがでしょうか？

## 6. 公共施設マネジメント

### 1) 複合施設化の実際の効果と課題について

今まで公共施設再配置計画のもと、様々な複合施設化を進めてこられました。スワンホールと中央公民館、産業振興センターと男女共同参画センター、やまびこ館と稲野小学校児童くらぶ、今後には、博物館とみやのまえ文化の郷、口腔保健センターと休日応急診療所と保健センターが予定されています。

1-1) まず、今まで、複合化について利用者側の立場からどのように相乗効果が図られているのか、

どのように検証しているのかお伺いいたします。

1-2) また、例えば、スワンホールには、労働福祉会館、青少年センター、まちづくりプラザ、中央公民館が複合化されていますが、利用者からどのような声が上がっていて、相乗効果が図られているのか、実際の効果と課題をお伺いいたします。

2) 文化行政・社会教育行政の中で公共施設再配置計画をどう考えるのか、についてです。

2-1) 伊丹市が令和3年度中までに実施した施設に対するサウンディング調査は、スカイパークが平成30年に国土交通省のものと同年に市独自のものを実施、演劇ホールが平成30年・令和2年に国土交通省のもの、令和3年に市独自のものを実施、プラネタリウムが令和2年に国土交通省のものを実施、スポーツセンターが令和3年に国土交通省のものを実施中です。

公共施設再配置計画の民間活力活用に印がついているものに対して大規模改修の際にサウンディングを行うとのことですが、数ある対象の中からサウンディング調査を実施する場合の優先順位への見解を伺います。

2-2) 演劇ホール・プラネタリウムともに、採算性が低く市民利用者が少ない、そこで、市民ニーズが高く採算性の高い事業の可能性について検討したい、と、国土交通省のサウンディング記入票に記載があります。

例えば、演劇ホールでは前面の公園を活用することはできないか、と記載されていますが、有岡城の堀跡であり文化施設である公園はかなり多くの子どもたちで賑わっているので、その提案の大雑把さに大変驚きました。

今回の市民意識調査アンケートはがきは18歳未満の子どもたちには届きませんでした。実際に公園を使っている子どものニーズはどのように把握されたのか伺います。

2-3) マネジメントが先なのか、文化行政・社会教育行政をどうするべきかが先なのか見解を伺います。

## 7. 環境

気候変動に関する政府間パネル IPCCは第6次評価における第1作業部会の報告書を2021年8月9日に公表しました。

第1作業部会報告書には「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と記載されました。

1) 市長は非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言を出さないのか改めてお伺いするとともに、気候

変動についてどのように考えておられるのか伺います。

2) 本市では市民に対して太陽光発電の共同購入をすすめ、公共施設の太陽光発電をすすめてゼロカーボンに近づけようとしています。しかし、もっと具体的に踏み込む必要があると考えています。例えば、環境省は地域循環共生圏を提唱し、地球温暖化対策を通じて地域の諸課題を同時に解決するコベネフィット政策を推進しています。

森のない本市でもこの考え方が重要だと考えますが、見解を伺います。

3) 地球温暖化がますます深刻化している今日では、街路樹を小さく切り詰めることもまた熱中症や集中豪雨などへの大きなリスクとならないか、と考えます。

温暖化対策の急激な進行に対応するための迅速で抜本的な取り組みの中に、街路樹を位置づけることが重要だと考えますが見解を伺います。

4) 無作為抽出や公募制によって集まった市民に数週間から数ヶ月かけて気候変動対策について話し合ってもらおうといった、特に若者を中心とした市民環境会議を設置してカーボンニュートラルへのアイデアを募集することの見解を伺います。

## 市長藤原保幸

私から、「気候変動についての認識ならびに気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言」に関するご質問にお答えいたします。

気候変動をめぐっては、昨今、地球温暖化による影響と考えられる自然災害が我が国のみならず世界各地で頻発し、私たちの日常生活に多くの被害をもたらしております。我が国におきましては、本年8月に、西日本から東日本の広い範囲で、記録的な大雨となり、各地で土砂災害や河川の氾濫等の甚大な被害をもたらしました。こうした大規模な自然災害の原因となっている気候変動の要因の一つが世界の気温の上昇、すなわち地球温暖化であると考えられております。そして、その要因の主なものが、人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加や森林破壊などの人為的要因であるとされています。こうしたことから、この気候変動は特定の地域、特定の国だけの問題ではなく、全世界がともに取り組むべき喫緊の課題であると認識しております。また、国内においても、その対策については各自治体個々の取組ではなく、国の計画、方針に基づき、国、都道府県、市町村が互いに連携を図り、行政が先導的な取組を展開することで、市民、事業者など国民全体へと広げていく必要が

あるものと考えております。

我が国においては、昨年10月に菅首相が所信表明において2050年に向けた脱炭素社会の実現を表明され、スピード感をもって関係法令、各種計画の見直しに取り組まれておりますが、本市におきましても、こうした国の動向を注視し、国、県と歩調を合わせ、環境関連の諸計画の見直しを進めているところであります。

今後、次年度以降の環境施策の推進については、今年度末を目途に本市の環境関連の諸計画の見直しを行い、お示ししていきたいと考えておりますことから、その中で地球温暖化に関する各種宣言、表明等についても検討を行ってまいりたいと考えております。

今後も国、県との連携を図り、市民、事業者の皆さまとともに脱炭素社会の実現に向けた基盤を築いてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

### 総合政策部長辻本彰子

私からは、「臨時交付金を活用した事業の実施状況や効果の検証結果、公表方法」、アイホールおよび公共施設マネジメントの推進に関する数点のご質問についてお答えいたします。

はじめに、実施状況でございますが、市ホームページ掲載の決算概要にお示ししておりますとおり、国が新規に創設した補助金等を財源として、感染拡大防止対策等に取り組みました。

令和2年度一般会計決算といたしまして、国・県の補助事業として236億4,567万円、市単独事業として6億9,030万2千円、合計243億3,597万2千円となりました。

次に、効果の検証結果でございますが、施策の立案にあたっては、感染状況や国、県の動向を注視するとともに、各担当部局の窓口での相談状況をはじめ、学校園や高齢者施設、病院、ハローワーク、市内事業者等、各関係機関からの情報収集等、市民ニーズの把握に努めるとともに、スピード感を持って、状況に応じた対策を実施してまいりました。

「公共施設や障がい者施設等への消毒液やマスク等の物品の配布」等の取り組みは、感染拡大防止対策に、「生活困窮者の就労支援の強化」等の取り組みは、生活や雇用の維持と事業の継続支援に、「商店街等が取り組む販売促進イベント等への支援」等の取り組みは、地域経済の活性化に、「官民のテレワークの推進」等の取り組みは、社会的な環境の整備や新しい暮らしのスタイルの確立にそれぞれ寄与しました。

特に、「特別定額給付金事業」では、いち早く給付を開始し、「新型コロナウイルスワクチンの接種」では、接種開始に向けた準備段階から体制を整え取り組みを進めた結果、市民の皆さまからも多くの評価をいただきました。

予算の執行率につきましては、事業により様々でございますが、コロナ禍という有事において、いかに迅速に支援を届けるかという視点にたち、想定しうる最大額を予算化したことから、結果として補正予算で減額した事業や、緊急雇用対策事業など市民ニーズと合致しなかった事業もあったことについては、これまでの議会へのご説明のとおりでございます。

最後に、公表方法についてでございますが、臨時交付金を活用した事業につきましては、市ホームページにおいて公開しております、令和2年度決算概要でお示ししています。

これまでに例のない感染拡大を踏まえ、市民生活や地域経済の回復には多くの時間を要することから、今後も議会のご理解、ご協力を得ながら、必要な事業に迅速かつ弾力的に取り組むべきと考えております。

次に、今回、サウンディング調査をするにあたって問題点としている点についてお答えします。

指定管理料と修理費の内訳での問題点に関するご質問ですが、アイホールは、来館者数の伸び悩みや、利用者に占める市民の割合が低いこと、利用者1人あたりのコストが高いことなどの課題を抱える中、特殊な舞台設備の老朽化に伴い数年の内に約4億円の改修工事が必要であると見込まれています。この機を当該施設における行政サービスのあり方を検討する契機と捉え、にぎわいの創出や更なる市民サービスの充実・向上を図る可能性について調査するもので、費用の内訳を問題としているものではありません。

次に、アイホールを演劇ホールとして継続した場合と、例えばクライミング施設に転用した場合との費用差のご質問ですが、今年6月24日に都市企業常任委員協議会でご報告しました、クライミングなど屋内アスレチック施設とするプランについては、建物賃貸借契約を市と締結し、独立採算で事業を運営することを想定していることから、施設の転用にかかる初期投資は民間事業者の負担となり、演劇事業を継続した場合には先ほど申しあげました舞台装置の改修に4億円がかかります。外壁改修や屋上防水などの改修工事費はいずれの場合も市が負担することになりますので、イニシャルコストの差は演劇事業として必要な特殊設備への投資額4億円相当となります。

また、ランニングコストについては、転用するプランは独立採算を想定されていますので、基本的に費用負担はございませんが、他のホールを活用して演劇事業を継続するための経費が必要となります。

次に、入館者一人当たり経費比較について、類似の自治体と比較するのではなく、なぜ規模の違う3館を横並びにして比較するのかとのご質問ですが、今回の検討は、公共施設マネジメントを推進する上で市が所有する大規模な文化施設の3館全てを現状と同様の運用・運営形態で将来にわたって事業継続していくことは困難であり、事業の効果、施設の有効活用、財政負担の観点から見直しを図る

必要があります。施設を最大限有効活用する方策とあわせて新たな市民サービスの可能性についても検討することから、3つの施設を横並びに経費分析を行うことが適当であると考えています。

次に、同種同類の他市との維持管理費の比較についてのご質問ですが、本市においては、公共施設の規模、建物状況、利用状況、経費の状況を明らかにした公共施設白書を平成24年3月に作成し、数回の更新を経て運用してまいりました。近隣の他都市の同様の取り組みと維持管理経費等の分析方法が統一されていないことから、阪神間の施設マネジメントに関する意見交換の場においても、個別施設における他市比較は実態として困難であることを共通の認識としています。従いまして、他市との比較分析は、人口に比して学校施設の床面積がどの程度か、あるいは市域面積に対して集会施設がどの程度整備されているか、といった、マクロ的な分析手法で実施し、個別の施設の分析については市内の公共施設を施設分類ごとに横並びに比較する手法を基本としています。

次に、なぜアイホールだけサウンディング調査が必要だったのかとのご質問ですが、演劇ホールを対象にサウンディング型市場調査を実施する理由については、指定管理による施設の管理運営やその評価とは別の視点によるものです。劇場都市を標榜した時代に建設された演劇専用ホールが、専門的かつ独自性の高い事業展開で芸術文化の分野で高い評価を得ている一方、市内の他のホールと比較して来館者数の伸び悩みや、利用者に占める市民の割合が低いこと、また利用者一人当たりのコストが高いことなどの課題を抱えており、社会経済情勢や市民ニーズの変化にあわせた、施設のあり方について検討を進めるために実施しました。

次に、平成30年度に実施したサウンディング調査のご質問ですが、民間事業者に対する質問事項としては演劇事業を継続する場合のほか、他の用途へ転用する場合は文化事業の範囲に限定しており、基本的には現状の枠組みの中で事業の提案が受けられないか模索していたことから、当時の調査は演劇事業の継続を前提として実施したものと整理しています。

次に、現在実施している市民意識調査についてのご質問ですが、アイホールや演劇事業の経緯について説明し、現在の市の問題意識や課題認識を定量的な数値も記載して市民へ発信していることから、市民意識調査のための情報としては妥当であると考えております。

次に、アイホールの今後のあり方検討の進め方についてのご質問ですが、今後のスケジュールについては未定ですが、市民意識調査と並行して市内中学高校の演劇部など市内演劇関係者から、演劇事業の形態・規模・演目にかかる改善や演劇事業の継続方法についても意見を伺う予定です。

次に、市民が「市民の声を聞いて」ということへの見解についてのご質問ですが、無作為抽出によるアンケートは当事者以外の市民も含めて市民意見を聞くものです。また、現段階でアイホールの廃止を前提にはしておりませんので、現在も時間をかけて検討している最中であると考えています。

次に、市民利用率に関するご質問ですが、平成30年度に指定管理者が実施したアンケートについては、公演・講座事業の参加者約1万2千4百人を対象に実施しており、回答数約3千3百人は統計学的に十分なサンプル数であると考えています。また、アイフォニックホールでの利用者に占める市民の割合についても、平成30年度の指定管理者による利用者アンケートが根拠となっています。このアンケートでは、利用者の居住地を尋ねる質問項目を設けておらず、次回以降の事業案内をするためのダイレクトメールの送付先の記述から市内・市外を判別していたことから、多くの利用者がダイレクトメールの送付を希望しなかった結果、「居住地不明」が全体の64%と高い割合になっていました。このような事情を排除するために、市内・市外の記載があった回答数の合計を分母として、それぞれの割合を算出いたしましたところ、市内利用率は42%となりました。なお、アイホールと東りいたみホールにおける利用者アンケートでは居住地を尋ねる質問項目を個別に設けています。

最後に、施設の在り方として市民の議論を巻き起こし、一緒に考える姿勢、熟議についてのご質問ですが、演劇関係者らによるアイホールの存続を求める声の高まりとともに、新聞各社に市の取り組みが大きく取り上げられたことから、市民への周知が進んでいるものと考えます。8月末にアイホールの存続を望む演劇関係者の団体の代表から署名が提出された際にも、市長が直接意見交換を行いました。また、市民からの問い合わせや市役所に直接来られる演劇関係者に対しても、担当職員が丁寧に説明し、ご意見をお聞きしています。

市といたしましては、現段階でアイホールの廃止を決定したわけではなく、熟議の最中であると考えており、今後は、先ほど申し述べましたように市内中学高校の演劇部など市内演劇関係者からも意見を伺う予定です。

また、今回の市民意識調査の結果と共に、これからの文化施設3館の活用方策の検討につながる市民向け説明会を開催するなど、直接市民の皆様のご意見をお伺いする機会を設けることも検討しています。

次に、公共施設マネジメントに関する数点のご質問にお答えいたします。

まず、複合施設化の実際の効果と課題についてですが、公共施設再配置基本計画における再配置の基本的な考え方においては、大規模修繕や建て替えを検討する際には、現状の利用実態等に着目し、施設を単一の目的や対象者に限定せず、多世代が多目的に多機能な施設として利用でき、相乗効果の発現が期待できる「複合化」を第一に検討することとしています。

ご質問の中央公民館のスワンホールへの複合化については、平成30年2月に策定した機能移転の基本計画において、「労働」「社会教育」「市民活動支援」「青少年」機能が一か所に集約し、そこで各施設の担い手がそれぞれ有するスキルやノウハウを発揮することで、事業間連携によるシナジー

効果の発現や複合化で施設利用者の多様化が図られることにより、新たな会員の発掘や、団体間の連携・コミュニケーションも促進され、活動の底上げが期待されると見込みました。公民館の機能移転後となる令和2年度の事業運営につきましては、青少年センターのスポーツひろばと公民館の工作ひろばの共同開催、市民まちづくりプラザとは「公民館まつり」、「学びの仕掛人養成講座」、「パソコン相談室」などを連携して実施し、新たな事業ノウハウや参加者層を得ることができました。このような複合化の効果は、コロナ禍における施設利用の制限により、十分な検証はできませんが、利用者からは「キレイな施設で気持ちよく使わせてもらっています。」といった意見をいただくなど、利用者アンケートにおいて平成30年度に比べ全体の満足度が向上していることに繋がっているものと分析しています。

次にサウンディング型市場調査の実施までの経緯や基準についてですが、サウンディング型市場調査とは事業発案段階や事業化検討段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法です。

サウンディング調査の実施については、大規模改修などが必要となる際に、施設のあり方を検討する際に、民間のノウハウや技術などを活用し財政負担の軽減だけでなく、サービスや利便性の向上につながる可能性のある施設について、必要に応じてサウンディング調査を実施しており厳密に優先順位を定めたものではございません。

また、サウンディング調査において民間事業者からの提案を求める場合には、民間のノウハウや技術を引き出すため、一定の制約条件のほかは自由に発想ができるようにしていることから、現段階において公園利用者のニーズを詳細に把握する必要はないものと考えています。

最後に、マネジメントが先なのか、文化行政・社会教育行政をどうすべきかが先なのかについてですが、施設マネジメントの考え方は、公共施設マネジメント基本条例をはじめ、公共施設等総合管理計画また公共施設再配置基本計画の方針や検討事項など、公共施設全般における考え方を規定しているため、ハードとしては公共施設マネジメントにかかる計画の枠組みで、ソフトについて文化行政や社会教育行政など個別の行政計画が両輪となって進めていくものと考えております。

## 健康福祉部長大橋吉英

私からは、「新型コロナウイルス感染症の現状と対策について」に係る数点のご質問にお答えいたします。

まず、「市民の感染状況について」のご質問ですが、本市の感染状況等を所管する兵庫県の方針に

より市内感染者数を除き非公表となっているため、本市の自宅療養者等の状況は不明となっております。

次に「ひとり親・両親が感染入院となった際の一人で過ごせない子どもたちへの対応について」のご質問ですが、伊丹健康福祉事務所によると伊丹管内では状況により家族で宿泊、入院できるよう調整を行っているとのことでした。

また、子育てや介護等の特別な事情がある者で、感染対策を十分に行える場合は自宅療養での対応も行われています。

次に「家庭内感染において、自宅では分離できない分離希望者に対し、市が独自で対策をするべきでは」についてのご質問ですが、陽性者等に対して、その病状の程度により入院や宿泊療養調整が兵庫県により行われているところであり、伊丹健康福祉事務所管内では世帯の状況により家族で宿泊、入院調整する場合や、子どもが一人でも分離可能であれば子どもや保護者のみを宿泊施設に分離するなどの対応を行っています。

従いまして、兵庫県において必要な対策は取られていると認識しているところであり、本市といたしましては、独自に対策をするのではなく、引き続き兵庫県と情報連携等を行ってまいりたいと考えております。

次に「自宅療養者への食糧支援・衛生用品・パルスオキシメーターを届ける取組についての見解」についてのご質問ですが、自宅療養者への物的支援としては、兵庫県では自宅療養者並びに待機者の内、陽性者が自ら脈拍数と血中の酸素飽和度を測定できるパルスオキシメーターの貸与と、希望者に対し、ごはんやレトルト食品等の食料5日分および消毒液やマスク等の衛生用品、ティッシュペーパー等日用品の提供を行っているとお聞きしております。

現在、本市におきましては、伊丹健康福祉事務所からの依頼に基づき、自宅療養者の内で早急にパルスオキシメーターが必要な方に対し、8月27日より市健康政策課職員がご自宅に配達している所です。

また、兵庫県が提供する物資だけでは足りないと感じられる状況も認識しており、本市といたしましても、今後伊丹健康福祉事務所と協議する中で、食料や衛生用品等の追加支援を早期に実現してまいりたいと考えております。

#### **学校教育部長早崎潤**

私からは、「子どもたちへのコロナの影響」および「教育行政について」に関する、数点のご質問にお答えします。

まず、「子どもたちへのコロナの影響」のうち、「心、体力、学力への影響と課題、および今後の取組について」ですが、学力への影響については、令和3年度全国学力・学習状況調査結果の全国的な傾向として「休校、正答率と相関見えず」との報道がありました。本市においても、各教科の平均正答率の推移などから、学力への影響はなかったと考えております。

しかし、体力への影響については、各小・中学校において1学期に実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の測定結果を聴き取り、取りまとめたところ、小学校では「反復横とび」、「20mシャトルラン」、「ソフトボール投げ」、中学校では「上体起こし」、「持久走」、「ハンドボール投げ」等の種目において課題が見られました。原因としては、体育活動や部活動、遊びの時間などの運動の機会や内容が制限されたことにより、特に長い期間や運動経験の積み重ねにより培われる体力要素に一定の影響があったものと考えております。

また、心への影響については、全国学力・学習状況調査の学習状況に係る質問「多くの学校が休校していた期間中、勉強に不安を感じましたか」に対し、「当てはまる、どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合が小6で51.3%、中3で57.8%という結果でした。このことから、半数以上の小中学生が不安を感じていたことや、小6よりも中3において不安が高かったことが分かります。また、同調査における質問「学校に行くのは楽しいと思いますか」に対し、「当てはまる、どちらかといえば、当てはまる」と回答した小中学生の割合が前回の調査より低下したことから、学校が再開されて1年が経過してもなお、学校生活に影響があることが伺えます。

今後の取組につきましては、教育委員会において、客観的な数値や学校の現状を踏まえ、不登校対策支援員などのマンパワーの支援や、校園長・所長会や教員対象の担当者会などを通じて、各校における教育課程のさらなる充実に向けた助言及び支援を行ってまいります。

次に、「対面方式を原則とした見解」についてですが、令和3年2月19日付け文部科学省通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導について」で、「学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであること」や「非常時においても、早期に教育活動を再開させ、児童生徒に登校して学習できるようにすること」と示されており、本市においても、対面による授業を基本としております。

しかし、同通知の「非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導」の中で、自宅等における学習の取扱いとして、要件を満たす場合は、「学習評価に反映できること」や、「再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること」が示されていることから、オンラインを活用した特例の授業を行うことは、学びを止めないための重要な取組の1つであると考えております。

続いて、「学校の休校基準」についてのご質問にお答えいたします。

文部科学省が策定しました「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」を参考に、県教育委員会の対応を踏まえ、本市では、①1人でも感染が明らかになれば、保健所の調査期間に登校していない場合を除き、保健所による調査が完了するまで、原則当該学級を閉鎖する。また、調査の結果、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、5～7日程度を目安に学級閉鎖を継続する、②複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校と市教育委員会が協議の上、学年を閉鎖する、③複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校と市教育委員会が協議の上、臨時休校とするなど、より早い段階で対策を講じることとしており、校内における感染拡大の未然防止に努めております。

この基準の変更に際しましては、国・県の動向を注視し、感染状況や社会状況等の変化を踏まえ、柔軟に対応してまいります。

続いて、議員ご質問の「出席停止、出席、欠席」に関する数点のご質問についてお答えします。

まず、「感染不安で登校できていない子どもの人数」についてですが、9月13日時点の市内25小中学校全体において、80名の児童生徒がコロナ不安により登校を控えておりました。「出席停止と欠席の割合」については、欠席扱いの児童生徒が43名、出席停止扱いの児童生徒が37名でした。扱いが分かれた要因として、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合に、一律に対応せず、それぞれの家庭の状況を確認した上で、合理的な理由があると校長が判断した場合には欠席とはしないなど、柔軟に対応していることが考えられます。続いて、「登校を控えている児童生徒の人数把握をどのようにおこなっていますか」につきましては、緊急事態宣言延長を受けて、9月13日に各学校へ電話にて聞き取りを行い、把握したところです。

次に、「登校選択制の検討がなされたのか、また、今後の可能性は」についてですが、令和3年2月19日付け文部科学省通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導について」に基づき、対面による授業を基本としていることから、登校選択制の実施については、現時点では考えておりませんが、文部科学省の方向が変わるようであれば、柔軟に対応してまいります。

ただ、誰一人取り残さない教育を推進している本市教育委員会としましては、出席停止、出席、欠席のいずれの場合であっても、オンラインによる教育活動等、学びを止めない取組を充実させてまいります。

続いて、「コロナ禍における小・中・特別支援・高等学校の現状」に関する数点のご質問にお答え

いたします。

まず、「7月以降における小・中・特別支援・高等学校の学級閉鎖等の状況」ですが、令和3年7月から9月13日時点で、小学校8学級、中学校5学級の計13学級に対して学級閉鎖を実施いたしました。いずれの場合も保健所による調査の結果、学校管理下において濃厚接触者はいない等、学級への影響はないとの助言を受け、概ね1日で学級閉鎖を解除しております。

次に、「児童・生徒の感染数と職員感染数」についてですが、具体的な人数については、公表しているものではないため、ここでの発言は控えさせていただきますが、傾向として新型コロナが「従来株」から、より感染力の強い「デルタ株」に置き換わったことで、8月以降、社会全体の感染者数の増加に合わせ、児童・生徒及び教職員の感染者数も増加傾向が見られます。

次に「どれくらいのご家庭や保護者が休園等の影響を受けたか」についてですが、2学期以降、学級閉鎖により在籍児童・生徒数ベースで約440人の児童・生徒に影響があったものと把握しております。

「第5波による今までと異なる感染対策」についてですが、現在、学校ではこれまで取り組んできました基本的な感染症対策を再度徹底することで、校内感染のリスク軽減に努めております。

また、この度、国から抗原検査キットが配付されることとなっておりますが、活用については様々な課題があるため、今後、効果的な活用について調査・研究してまいります。

最後に、「幼児教育・学校の現場で子ども用不織布マスクを無償提供し、感染拡大を防止することへの見解」についてのご質問にお答えいたします。マスクは、自分からのウイルス拡散を防ぐ効果があり、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果があると言われております。

このことから、市教育委員会としましては不織布マスクの着用を奨励しておりますが、マスクは生活必需品の1つであり、ご家庭で用意するものと考えておりますので、現時点では公費で購入し、無償で提供することは考えておりません。

万一、マスクを忘れていたり、マスクが汚れたりした場合は、各学校に常備しておりますので、必要に応じて渡しております。

今後、感染状況等を踏まえ、国・県の動向を注視してまいりますのでご理解くださいますようお願いいたします。

次に、「教育行政について」の4つの質問にお答えいたします。

1つ目の「タブレットに学習以外の情報を付属させることへの見解」についてですが、1人1台のタブレット端末は、学習指導要領がめざす主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を図り、子どもたちの育成すべき資質・能力を育むためのツールとして整備したものです。

議員ご案内の「困った時のために子どもたちが知っておく情報」等につきましては、相談機関の情報や窓口などは、タブレット端末を用いて、必要に応じて子どもたちが検索をすることができると考えております。また、保護者へのデジタル配信で案内等を行ってまいります。

「苦しいときにSOSを伝える」方法としましては、これまでも取り組んでおります、教育相談での担任との面談やスクールカウンセラーなどの利用等、子どもたちが支援を必要とする時に必要な支援が受けられるような工夫を検討してまいります。いずれにしましても、タブレット端末につきましては、基本的には学習のためのツールと考えておりますので、ご理解ください。

2つ目の「通信費が払えないため、ルーターを借りられない人数を把握しているのか」につきましては、現在、その人数については把握しておりません。各学校におきましては、通信環境がない家庭については、まずは通信環境の整備をお願いするとともに、併せて、登校に問題がなければ学校のWiFi環境を使用することや教材等の配布、電話等を使った個別対応等を行うなど、個々の家庭の状況に応じて対応しているところです。

次に3つ目の、「ルーター通信費を就学援助費で定額加算することへの見解」についてお答えいたします。

就学援助は、学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と明記されており、学用品費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図っているところです。

令和2年度においては、小学校児童の13.4%、中学校生徒の16.2%の保護者に対し、就学援助を認定し、家庭の教育費負担の軽減を図り、就学を奨励しているところです。

家庭におけるネット環境の状況は、今年5月の調査では2.7%の438人が接続できない状況であったため、モバイルルーターを無料で貸与し、対応しているところですが、通信費については保護者にご負担いただいております。

そこで、「議員ご質問のルーター通信費を就学援助費で定額加算し支給できないか。」でございますが、限られた財源の中、市が独自で支給しているアルバム代や情操教育費に加えて、さらに通信費を支給することは難しい状況であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

続いて、「学校で授業時間中に気象警報が発令された場合の対策について」に関するご質問にお答えします。

4つ目の「午前中の警報発令の場合に、給食を提供した上での、警報解除後の下校か、親の迎えによる安全確保をと考えるが見解は」についてですが、警報が発令された際に、待機か下校か、また、教師の引率か保護者の迎えか、判断の基本は、児童生徒の安全確保であり、そのための措置を、判断

できるのは学校長であり、給食を含むあらゆる教育活動よりも、安全確保を最優先とするため、必要と判断される場合には、保護者にお迎えを依頼することも考えられます。

今後も、判断にあたっては、学校と協議して児童生徒の安全確保に努めてまいりますので、気象警報が発令された場合の対策について、ご理解賜りますようお願いいたします。

## こども未来部長大野浩史

「子どもたちへのコロナの影響」に関する数点のご質問のうち、まず、「保育所、こども園、幼稚園の子どもたちへ及ぼす心、体力、学力への影響と課題、および今後の取り組み」についてお答えします。

昨年度、現場では、慣れないマスクの影響か、子ども達の中で喜怒哀楽の感情を出しにくい様子や、感染拡大による保護者の不安が子どもにも影響し、親子分離ができにくい子どもの姿も見られました。また、運動遊びの機会が減少したことにより、一部の子どもには動きのぎこちなさや体力の弱さが見られました。今年度に入ってから、様々制限がある中でも、身近な環境に自らかかわり活発に活動する子ども達の姿が見られてはいますが、コロナ禍においては、身近な大人や友だちとふれあい、人への信頼感を築きながら、心も体も存分に動かす体験の保障が課題であると認識しています。

今後の取り組みとしては、子どもが1カ所に集中せず、自然に分散して遊べるような環境構成や、身体的距離は保ちながらも、スキンシップを図りながら、共感的なふるまいや言葉かけ、協同性の育成など心がつながる保育の工夫が必要だと考えており、幼児教育センターアドバイザーの巡回や園内研究等を通して、各園での保育を進めていきます。

次に、「コロナ禍における保育所、こども園、幼稚園の現状」についてお答えします。

まず、保育所、こども園、幼稚園の休園等の状況ですが、令和3年7月から9月13日までの間で、11施設が臨時休園・学級閉鎖を行いました。

次に、児童と職員の感染者数についてですが、具体的な人数については、公表しているものではありませんが、新型コロナウイルスが「従来株」から、より感染力の強い「デルタ株」に置き換わったことで、社会全体の感染者数が増加しており、就学前施設における感染者数についても、同様の増加傾向が見られます。

次に、休園等によりどのくらい家庭や保護者が影響を受けたかについてですが、7月以降、在籍児童数ベースで約1,000人の児童に影響があったものと把握しております。

いわゆる「第5波」により、今までと異なる感染対策としては、施設内で感染者が発生した時の影響を最小限にするよう、年齢をまたがってかかわる異年齢保育を一時見合わせたり、変異株において

は子どもへの感染も増えていたりすることから、可能な限り幼児のマスク着用を奨励するなどの対策を講じているところです。

次に、「各種保育施設の休校基準について」お答えします。

幼稚園は、学校に準じています。保育所、こども園は、原則開所としながら、保健所による調査に基づき、検査対象やそれにかかる日数を踏まえ、各施設と市教育委員会との協議の上、特別保育の実施あるいは休園としているところです。

次に、「保育所やこども園が休校となり特別保育が出来ない場合の緊急措置的な保育をする場についての見解」についてお答えします。

お尋ねの緊急措置的な保育をする場については、「保育をする場」における保育従事者等をどのように確保するか、また「保育をする場」を利用する子どもについて、感染していない子どもや感染させる恐れのない子どもをどのように判定するか、等の解決すべき課題があるものと認識しております。

最後に、「『風邪症状』のため登園自粛を促された場合の保育料の日割りについての見解」についてお答します。

保育所等では新型コロナウイルス感染拡大前から、子どもに発熱等の症状がある場合は登園をお断りしており、月の過半数以上を子どもの疾病等に因り欠席した場合は、保育料の減額を行っていました。

昨年より新型コロナウイルス感染症によって数日でも欠席した場合は、国において保育料相当額の日割り減額への財政措置がなされたため、本市においても保育料の日割り減額を行ってまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症以外の発熱による数日の欠席については、これまでの取扱いとの公平性の観点から、保育料の日割り減額については行っておりません。

## **教育総務部長馬場一憲**

私からは「コロナ禍における教職員の多忙化の状況及び解消に向けた取組」および「幼稚園・認定こども園・保育所の会計年度任用職員確保策への見解」に関するご質問にお答えいたします。

まず、「コロナ禍における教職員の多忙化の状況及び解消に向けた取組」についてでございますが、これまでのコロナ禍において、教室等の消毒や「三密」を避けた学校運営、毎日の健康チェック、感染者が出た時の対応等が、学校の業務として増加しております。また、児童生徒への対応として、オンラインによる教育活動の実施や家庭訪問等の業務も増加しております。その一方で、行事の中止・縮小や、部活動の活動制限等により、業務量が削減されている部分もございます。

時間外勤務の状況としましては、令和2年度の教諭・主幹教諭の月平均の時間外勤務は小学校で3

0時間15分、中学校で60時間9分となっており、これは、働き方改革に取り組み始めた平成30年度と比較するとそれぞれ19.8%減、25.3%減となっております。また、今年度については、昨年度とは臨時休校の影響があり単純に比較はできませんが、平成30年度、31年度と比較すると減少傾向にあります。これはコロナ禍において業務の見直しや精選を余儀なくされたことにより、これまでの教育活動を見つめ直す機会となったことや、そうした状況の中、これまでから働き方改革に取り組んできたことと相まって、業務改善に対する教職員の意識がより一層高まり、事務作業等をより効率的に行うことで、全体的に教職員の帰宅が早くなったのではないかと考えております。

また、コロナ禍における教職員の多忙化解消の具体的な取組として、昨年度に引き続き、全小・中・特別支援学校にスクール・サポート・スタッフを配置しました。主に教職員の消毒作業等の負担を軽減し、教職員が児童生徒の教育に専念できる環境を整えております。

今後、コロナ禍の教育活動が長期にわたることで教職員の心身に大きな影響を与えることも懸念されます。今年4月に改訂いたしました「学校における働き方改革基本方針」に基づき、「学校における業務改善」「学校の体制強化」「教職員の意識改革」についてより一層取り組み、教職員の心身の健康と教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に努めてまいります。

次に、「幼稚園・認定こども園・保育所の会計年度任用職員確保策への見解」に関するご質問についてお答えいたします。

全国的に保育ニーズが一層高まる中、自治体において、保育所等の整備とあわせて保育士等の確保は喫緊の課題でございます。本市におきましては、幼稚園・認定こども園・保育所の入所（園）児童数に応じて、国の配置基準で示された幼稚園教諭・保育教諭・保育士を配置できております。一方で、特に認定こども園・保育所については、会計年度任用職員の採用不調により、市の配置基準で定めた加配の保育教諭・保育士が十分に配置できていない施設もございます。

こうした状況の中、本市におきましては、広報伊丹、ホームページ、SNS、市バス広告等、様々な媒体を通じて採用情報を発信するほか、潜在保育士等への働きかけとして、教育委員会事務局主催の保育所等への復職相談会やハローワーク伊丹との共催で就職相談、面接会を実施しております。また、就学前施設においても地域にご協力をいただき、地域で保育に関心のある人材がいないか等、求人情報を回覧で周知するなど人材確保の取組を実施しております。

これらの取組と併せて、保育現場の状況を踏まえ、マンパワーの確保策として、介護職員初任者研修課程修了以上の者、都道府県知事の指定する保育士を養成する学校等や大学に在学中の学生を対象にした保育アシスタントを導入し、職種の幅を広げることで人材確保に努めております。また、令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入されたことを受け、保育教諭・保育士（会計年度任用職員）

の処遇を見直し、処遇改善による人材確保にも取り組んでまいりました。

今後も関係部局と協議をしながら、幼児教育に携わる職員の確保に努め、安全・安心な保育環境を整えてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 都市活力部長西本秀吉

私からは、アイホールについての数点のご質問にお答えいたします。

まず、最初に、「経済波及効果の内、「経済が文化を支えるのではなく、今や文化が経済を支える時代である」の考え方について」ですが、これまで、経済と文化は、密接な関係のもと、その施策が推進されてきたと認識しており、どちらかが支えることが本来あるべき姿と捉えるものではないと考えています。

次に、「中心市街地での経済効果について」ですが、市外からの来館者が多数を占めるなか、J R伊丹駅が近接しているものの、演劇鑑賞後に中心市街地を回遊していただける方はそう多くはなく一定数あるものと認識しています。中心市街地の活性化と施設利用者の満足度向上を目的とした「鑑賞d e 寄っトク! i t a m i」等、民間活力を生かした事業により、一定の経済効果を期待しております。

次に、「演劇関係者の中心市街地での経済効果」でございますが、演劇関係者を対象とした調査は行っておりませんが、先ほどの来館者と同様、一定の経済効果はあるものと認識しております。

次に、「社会的波及効果について」ですが、「シビックプライド」は自分自身が関わって地域を良くしていこうとする、当事者意識に基づく自負心を指すと言われております。署名活動や市民主体の勉強会など、市民が当事者として考えようとしておられる事実は真摯に受けとめ、現在実施している市民アンケートの結果や市民との対話を行いながら、どうあるべきかを慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、「ブランディング価値について」ですが、開館から32年という長きにわたって、演劇・コンテンポラリーダンス事業を推進し、その専門的かつ独自性の高い事業展開が認められ、平成16年度には「地域創造大賞（総務大臣賞）」、平成26年度には「文化庁芸術祭優秀賞」を受賞するなど、各方面から高い評価をいただいておりますことから、一定の価値はあるものと認識しております。

次に、「今まで誰がどのように課題を整理してきたかについて」ですが、平成17年6月以降、文化3館の老朽化による大規模改修、今後想定される人口減少に伴う利用者減少などの課題について関係部署により協議を行ってまいりました。

次に、「誰が課題を解決するべきだったのか。また、その主導権は誰にありましたかについて」で

すが、演劇ホールは市の公共施設でありますことから、課題解決にあたりましては、市が主導すべき問題であると認識しております。

次に、「なぜ、それ以前から市民利用率を上げる積極的な取り組みを行ってこなかったかについて」ですが、以前より利用率を向上させる取り組みは行っており、例えば、演劇のPRとして直接、市民が集う場所に出向く、「まちなか劇場「味わう舞台」」等、市民に演劇ホールを知ってもらう試み等も行ってきましたが、十分な成果を得るには至っていないのが現状でございます。

次に、「取り組みを進めるように指定管理者を指導しなかったのはなぜなのかについて」ですが、指導については、適宜、行っており、例えば、事業計画策定時には、来年度の事業について、まず、認知度を上げる取り組みや、市民に積極的にアプローチができる事業の提案等を求めてきました。アウトリーチ事業や学生による発表の場のアイフェス、まちなか劇場「味わう舞台」などがその代表例でございます。

次に、「なぜ本市はこれまで「いたみ文化・スポーツ財団」を非公募で指定管理者として選定し続けてきたのかについて」ですが、条例に基づき、指定管理施設の事業を特定の施策と一体的に推進するため、特定の団体を指定する必要があると判断していることから選定しているものでございます。

次に、「公共施設等整備保全基金をなぜ取り崩さないのかの見解について」ですが、現在、演劇ホールのあり方につきましては、検討中ではありますが、仮に、存続するという方向性が出た場合につきましては、保全に要する費用は、市が支出するということとなります。その際において、その支出分を基金より繰り出すということは可能であります。

次に、「ふるさと納税の取り組みを行ってこなかった理由について」ですが、これまででも各種のアンケートにより、施設の利用率が少なく、市内に演劇団体が存在しないことなどから、まずは、施設の認知度を高め、そのうえで、必要であれば、ふるさと寄附の導入を図っていくことが、多くの寄附をいただくことにつながるのではないかとことから、導入に至っていないのが現状でございます。現在、演劇ホールが存続するのであれば、必要な改修費用、指定管理費などを要することとなりますので、必要に応じ、導入については検討してまいります。

## 教育長木下誠

私からは、アイホールに関するご質問のうち、教育的効果に関するご質問にお答え致します。

本市では、「社会に開かれた教育課程」の推進から出前講座などを活用し、地域人材や外部人材などその分野に精通した方を学校に派遣し、本市のことや環境に関すること、人権に関することなどを学ぶほか、音楽鑑賞会、観劇会の実施、県主催のわくわくオーケストラ教室への参加など、芸術・文

化に関する教育活動を実践し、これからの時代に大切になってくる「直感」や「感性」といった美意識を育ててまいりました。

議員ご案内のとおり、アイホールには、これまでアウトリーチによる演劇事業を実施していただき、児童・生徒の感性やコミュニケーション能力の育成に寄与するなど、成果があったと評価しています。

今後も、これからの時代に求められている資質を培う芸術・文化等に関わる教育活動は、様々な外部人材を活用するなどし、実施してまいりたいと考えています。

### 市民自治部長下笠正樹

私から、「地球温暖化対策」に関する数点のご質問にお答えいたします。

まず、「地球温暖化対策を通じたコベネフィット政策の推進」についてですが、議員ご案内のとおり、環境省においては「地域循環共生圏の創造」をはじめ、あらゆる取組において、コベネフィット型の施策展開を行っております。本市におきましても、現在実施しております太陽光パネル等共同購入支援事業については、再生可能エネルギーの普及拡大による地球温暖化対策と災害時の電源確保による災害対策の両立を図り、コベネフィットをもたらす取組となっています。今後も、他自治体等の先行事例を参考にし、本市の施策展開に取り入れていきたいと考えております。

次に、「地球温暖化対策に街路樹の位置づけ」についてですが、本市の街路樹については、安全・安心な道路づくり、良好な都市景観の創出等を目指し、街路樹管理計画において適正に管理しているところです。本計画では、今後20年間で約1割程度の街路樹を整理することとしておりますが、このことによる二酸化炭素吸収量の減少は極めて限定的であることから、街路樹の位置づけ、管理については、今後も街路樹管理計画に基づき適切に管理していくことが望ましいと考えております。

最後に「若者を中心とした市民環境会議の設置」についてですが、環境基本計画の取組方針の検討や毎年実施しております環境マネジメントシステムの監査等において、市民や事業者に参加いただき、様々なご意見をいただいているところです。今後も環境施策の推進にあたっては、広く市民や事業者等の様々なご意見を反映し取り組んでまいりたいと考えております。

### 高橋有子議員

それぞれ御答弁ありがとうございました。

2回目は、意見・要望とさせていただきます。

#### 1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

公表方法について、執行率を書き、市がどう考えるかだけでなく市民がどう考えるのかの評価が必要と考えます。市民の声を集めていただくことを要望します。

2. 新型コロナウイルス感染症の現状と対策について～県の医療計画に沿ったままで市民の安全・安心を守れるのか？

食糧や衛生用品等、パルスオキシメーターの配布、誠にありがとうございます。とても感謝します。市民は、次の感染の波が来た時にまた今回と同じように自分や家族がどうなるのか、感染した際には、なおさら情報がないことに不安を覚えています。

市民の感染状況、感染した場合の措置について情報を提供するよう県に要望してください。

3. 子どもたちへのコロナの影響～2学期以降の安心できる学校生活について～

コロナ感染不安で欠席している数が学校長レベルでの把握に留まっていることが懸念されます。欠席か出席停止か数を分けて把握し、分散登校や登校選択制などの必要性を検討するべきと考えます。

どんな感染対策を行っているのか、わからなくて不安で登園や登校を選択できない方がいらっしやいます。コロナ禍で誰もが不安にさいなまれながら生活を送る日々なのですが、できるだけ不安が払拭されるように感染対策の様子をホームページで公開するなど工夫をしてください。

4. 教育行政について

タブレットに学習以外の情報を付加させることについてです。大人もそうですが、ましてや子どもだと自分が置かれた状況が当たり前だと思って、困っているとも思っていなければ検索しません。デジタル配信で親に困ったときの情報を案内されるだけだと、これからは親が見せない限り子どもの目には届かないかもしれません。親も子どもも知っておくべきだと考えます。

担任の先生、スクールカウンセラー、教育相談の窓口、本当にありがたいと思っています。しかし、面と向かっては気後れしてしまう、そんなときに手元のタブレットで相談できたらと考えています。

タブレットを入り口にしていただくような仕組みも今後検討していただきたいです。

5. アイホール

経済効果が不明なら、今後導入予定の民間事業者が持つビッグデータを利活用して、アンケートだけではわかりえなかった実際の人の流れを計測し、経済効果を図ることが可能ではないでしょうか？

しばらく様子を見て効果を正しくはかることも必要ではないでしょうか。

市が主導すべき問題であったのに、市民利用率を上げる積極的な取り組みについて市民を巻き込ん

だ議論もせず、十分な成果には至っていないとおっしゃるのであれば、まだできることはあるのではないですか？

令和元年7月24日総務政策常任委員協議会でのアイホールの小中学校へのアウトリーチ事業について、小中学校の校長会でお話はさせていただきけれども「学校側で受け入れる体制がない」「今の授業の中でもうちょっとそういうのをやるための授業の余裕がないというお声もよく聞きます。」と答弁されています。

いくら、演劇を市民の方々に伝えていこうとしていても、文化振興施策の担当課がある部内での連携は図られているかもしれませんが、それ以外の、例えば教育委員会、ほかの部と連携が取られていない実態があります。以前、アイホールで介護のワークショップにも参加させていただきましたが、介護や子育て、人材育成など、もし多くの部と連携することができたなら、可能性は広がります。

今回のアンケートはがきでは、事業が賞を受けるレベルのモノであったこと、文化が人を育てる意義、市中心市街地への経済効果など具体的説明が全くありません。定量的な数値だけが赤字で大きく印刷されており、ホールの意義についての熟考を促すものとしては不足と考えます。中立性のあるアンケートにすべきです。

米百俵の話をご存じですか？議会改革特別委員会の研修で行かせていただいた新潟県長岡市で教えていただきました。戊辰戦争に敗れ焼け野原となった長岡で、「国が興るのも、まちが栄えるのも、ことごとく人にある。食えないからこそ、学校を建て、人物を養成するのだ。」と教育第一主義を唱え、三根山藩からの救援米百俵をもとに、国漢学校を設立し、多くの人材を育て上げた小林虎三郎氏の話です。

いま、食えないからといって、アイホールを演劇ホールでなくしてしまったときには、今までの遺産だけでなく将来に向けての様々な可能性までも食い尽くしてしまうのではないかと不安でなりません。全国規模で反対運動がおこるなか、演劇ホールが無くなった際には市の文化芸術に対する理解がないとみなされてしまわないか、そのダメージの方が大きいのではないのでしょうか？

どこにでもあるハコモノとして考えるのではなく、建物・人材・コンテンツが揃っている、全国的にも有名なアイホール、演劇を軸にまちづくりをすれば伊丹市の起爆剤になると考えています。

演劇ホール廃止を前提とした話し合いではなく、何ができるかの話し合いを是非してください。

## 6. 公共施設マネジメント

中央公民館でできていたことがスワンホールに行ったらできなくなったという市民からの声があります。中央公民館でできた事がスワンホールの舞台では防音措置がないからできなくなったそうです。

緊急事態宣言中の貸室の利用も17時までの利用時間帯をもって終了です。理由は、商工労働課と中央公民館とこども若者企画課に分かれており、商工労働課に合わせる必要があるからだと同っています。市民には相乗効果どころかマイナスです。

複合化について、行政と市民が一緒になって、使いやすくなったのか相乗効果があるのか検証し、もしそうになっていないなら改善に向けて一緒に考えていくべきです。

また、施設内での連携を十分にとっていただくことを要望しておきます。

さもなければ、床面積を減らすために安易に複合化を進めることはできません。

文化行政や社会教育行政など儲からない施設の場合、どこまでマネジメントと行政計画が両輪になるのか、今立ち止まって考える必要があります。

## 7. 環境

温暖化対策として世界的には樹冠被膜面積拡大が必要だと考えられており、東京都ではオリンピックに向けて木を増やす取り組みもなされました。

アメリカで考えられている都市樹木の費用対効果は維持管理費用の3倍ともいわれています。たった1本の木でも周囲の温度を下げる効果があることも研究により明らかになっています。地球温暖化対策の元、街路樹の効果そのものを見直す必要があると考えています。

兵庫県知事選挙の投票率が県内で下から数えて2位の35%といったように、市民が当事者としてまちをどう考えるのかの意識がかなり低くなっている状況がうかがえます。

第6次総合計画に掲げる将来像は「人の絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹」です。これまで培われてきた市民相互のつながりや支えあいは、コロナによってかなり分断され、息も絶え絶えとなっています。絆をつなぎ、市民の参画と協働を推進し、まちを輝かせるには、市から市民へのとっかかりが必要です。その一つがアイホールの議論であり市民環境会議です。市から市民へ栈橋をわたしてください。